

資源循環型農業構造転換緊急対策事業 実施要領

第1 趣旨

農作物の生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ない状況である。

このような状況の中、昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応し、本県農業を持続的に発展させていくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要である。

このため、化学肥料の代替となりうる堆肥等の産業副産物を有効活用し、化学肥料の使用量を低減する資源循環型農業に取り組む認定農業者等に対し、堆肥等の散布に必要な機材や施設の整備、堆肥等の施用等に対する支援を行うことで、本県農業の持続的発展を図る。

第2 定義

本事業における用語は次のとおりとする。

1 化学肥料

「肥料の品質の確保等に関する法律」における肥料に該当するもののうち、鉱物を原料とするものや化学合成されたもの。

2 堆肥等

「肥料の品質の確保等に関する法律」における肥料に該当するもののうち、産業副産物を原料とするもの。混合動物排せつ物複合肥料（普通肥料）、混合堆肥複合肥料（普通肥料）、混合汚泥複合肥料（普通肥料）、汚泥肥料（普通肥料）、有機質肥料（普通肥料）、特殊肥料等入り指定複合肥料（普通肥料）、土壌改良資材入り指定複合肥料（普通肥料）、動物の排せつ物（特殊肥料）、堆肥（特殊肥料）等。

第3 事業内容

本事業の内容、メニュー、補助率及び補助額上限は、別表1に掲げるとおりとする。

また、事業期間は令和5年6月23日から令和6年2月29日までとする。なお、別表1の2に掲げる事業の種類については、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとする。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、茨城県内に所在する次のいずれかに該当する者（以下「認定農業者等」という。）であって、県内にその経営面積の過半の生産・経営基盤を持つ者とする。

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第55号）に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者
- 2 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、

農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」に到達した農業経営体

- 3 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から農用地利用規定の認定を受けた農事組合法人その他の団体
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、市町村が策定した地域計画に位置付けられた農業経営体

第5 採択要件

本事業の採択要件は、次の3つの全てを満たすこととする。

1 化学肥料の低減

化学肥料の低減については、次の2つのうちいずれかを満たすこととする。

- (1) 化学肥料の代替として、堆肥等の産業副産物を由来とする肥料を活用し、化学肥料の使用量低減を図ること。
- (2) すでに(1)に取り組んでいる場合には、化学肥料の代替として投入する堆肥等の量または施用面積の拡大（取組強化）を行うこと。

2 土壌診断又はたい肥ナビの活用

化学肥料の代替として堆肥等を活用して施肥設計を行う場合、土壌診断とたい肥ナビのいずれか若しくはその両方を利用して施肥設計を行うこと。

ただし、土壌診断については、事業期間中に実施するものの他、過去3年間に実施したものを施肥設計におけるデータとして活用することができるものとする。

- 3 事業実施主体は、本事業を令和6年2月29日までに完了すること。ただし第5の2の土壌診断についてはこの限りではない。

第6 補助対象経費

本事業の補助対象となる事業に係る経費の範囲は、以下のとおりとする。

1 機械・施設等の導入に要する経費

堆肥等の散布機、堆肥等の散布が容易な形状（ペレット等）とするための機械及び、堆肥を散布するにあたりその堆肥等を一時保管するためのストックヤードの導入に必要な経費（付帯設備含む）のうち消費税を除いた価格を補助対象経費とする。ただし、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 本体価格が10万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。
- (2) 堆肥等のストックヤードとして施設を建築する場合は、風速36m/sに耐えることができる強度を有すること。
- (3) 補助対象とする機械には、動産総合保険等の保険に、補助対象とする施設には、国の共済制度（加入できない場合においては、民間の建物共済や損賠補償保険等（天災等に対する補償を必須とする））に加入すること。
- (4) 所有機械の更新ではないこと。
- (5) 原則、新品であること。なお、事業費低減の観点からみて適当と認められる場

合は、中古の機械等を対象とすることができる。ただし、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上であり、新品を購入した時よりも事業費が低減していることとする。

(6) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

(7) 機械の導入規模等については、原則、茨城県特定高性能農業機械導入指針を参考にするとともに、規模決定根拠または費用対効果分析等を示すこと。

2 堆肥等の施用

土壌診断又はたい肥ナビに基づき、設定した堆肥等の購入費、運搬・散布代行費及び購入した堆肥等に副資材を混和した際に行う成分分析に係る経費のうち消費税を除いた価格を交付対象経費とする。ただし、次に掲げる要件を満たすこととする。

なお、令和5年4月1日以降に購入したものを補助対象経費とする。

(1) 対象となる堆肥等の施用に係る経費における堆肥等の量は、散布対象ほ場の1回の栽培に必要な量であり、事業実施期間内に施用若しくは購入するものとする。

(2) 対象となる堆肥等は、肥料法に基づき、販売に係る登録又は届出済みのものであること。

(3) 第5の1の(2)の場合には、化学肥料の代替として投入する堆肥等の量または施用面積の拡大（取組強化）分のみを対象とする。

(4) 土づくりを目的とした取組ではないこと。

(5) 堆肥等の購入費については、肥料価格高騰対策事業等、他事業の申請をしないものであること。

第7 採択基準

1 事業実施主体は、別表2に定める取組目標等を基に成果目標等に係るポイントを算定することとする。

2 事業実施計画の採択に当たっては、知事は本実施要領及び知事が別に定める交付要項に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、ポイントの高い順（同率ポイントを獲得した事業実施計画がある場合には、要望額の小さい順）に並べ、予算の範囲内において、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。なお、予算残額が事業実施計画における要望額に満たないものは、要望額の80%を下限とする範囲で事業実施計画を採択することができる。

第8 成果目標及び目標年度

1 成果目標

事業実施主体は次にあげる成果目標について1つ以上を設定するものとする。

(1) 化学肥料の代替として、堆肥等の産業副産物を由来とする肥料を活用し、化学

肥料の使用量を低減

(2) 化学肥料の代替として、堆肥等の産業副産物を由来とする肥料を活用し、化学肥料の使用量を低減した栽培面積の拡大

2 目標年度

1 に掲げる成果目標の達成年度は事業完了後の翌年度とする。

第9 事業実施手続

- 1 本事業を行おうとする事業実施主体は、知事が別に定める公募要領に基づき、別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、事業実施主体が第4の1から4のいずれかに該当していることを確認できる市町村（以下、「市町村」という。）を通じて知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 知事は、本事業実施要領の要件に適合すると認めた場合には計画の承認を行い、事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。
- 3 事業実施計画について、重要な変更が生じた場合は、前項に準じて知事に提出し、変更の承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次のとおりとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の名称の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- (4) 事業費又は補助金の30%を超える減

第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手が必要な場合において、事業実施主体は、市町村を通じて別紙様式第2号を知事に提出するものとする。

- 2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

- 3 事業実施主体は、第1項ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努めるほか、着手後においても、本事業が適正に行われるようにしなければならない。

第11 納品等の完了に伴う手続

- 1 事業実施主体は、別表1の1に掲げる事業の種類を実施し、機械・施設等の納品あるいは設置（以下、「納品等」という）が完了したときには、速やかにその旨を別紙様式3号により、市町村を通じて知事に提出するものとする。
- 2 農林事務所は、前項の規定による納品等完了届の提出があったときは、現地確認

を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

第12 事業の実績報告等

事業実施主体は、令和6年3月6日までに、事業の実施状況および成果について、別紙様式第4号をとりまとめ、市町村を通じて知事に提出するものとする。

第13 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施計画書で設定した成果目標の達成状況について、実施状況報告書（別紙様式第5号）を作成し、同報告書により知事に事業成果を報告するものとする。なお、報告に当たっては令和6年6月末日までに、市町村を通じて知事に提出するものとする。ただし、第12の規定による実績報告の際に成果目標を達成した実績報告書を提出した場合は、これをもって実施状況報告書に代えることができるものとする。

第14 報告又は指導

知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第15 その他

本事業の実施等につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和4年10月31日から施行する。

付 則

この要領の改正は、令和4年11月7日から施行する。

付 則

この要領の改正は、令和5年6月23日から施行する。

別表1（第3関係）

事業の種類	事業メニュー	事業内容	補助率	補助額上限
1 機械・施設等の導入	—	化学肥料の代替として堆肥等をほ場に散布するために必要な機械・施設の導入やペレット化など堆肥を散布し易くするために必要な堆肥等の加工機械の導入	1/2 以内	経営体1戸あたり300万円
2 堆肥等の施用	(1) 堆肥等の施用	化学肥料の代替として堆肥等をほ場に散布するための取組	1/2 以内	2,500円/10a ただし、経営体1戸当たり15万円
	(2) 成分分析	化学肥料の代替として、認定農業者等が購入した堆肥等に副資材を混和し、自ら使用する肥料を生産する際に必要な成分分析の取組	1/2 以内	—

別表2（第7関係）

事業の種類	番号	成果目標	ポイント	備考
1 機械・施設等の導入	1	化学肥料の代替として、堆肥等の産業副産物を由来とする肥料を活用し、化学肥料の使用量を低減した栽培面積の拡大	20%以上又は純増・・・5	・堆肥等を施用する品目における化学肥料の使用量を低減した栽培面積の拡大割合を算出する。
2 堆肥等の施用			15%以上20%未満・・・4	
	2	化学肥料の代替として、堆肥等の産業副産物を由来とする肥料を活用し、化学肥料の使用量を低減	10%以上15%未満・・・3	・堆肥等を施用する品目における化学肥料の使用量低減の割合を算出する。 ・堆肥等を原料として生産された普通肥料は、1ポイントとする。
			5%以上10%未満・・・2	
			0%を超え5%未満・・・1	
			面積の変更なし・・・0	
			20%以上・・・5	
			15%以上20%未満・・・4	
			10%以上15%未満・・・3	
			5%以上10%未満・・・2	
			0%を超え5%未満あるいは不明 ・・・1	

※このほか、みどりの食料システム法に基づく計画認定を受けている場合（事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合を含む）には、3ポイントを加算する。